

# 総社市立総社西小学校 いじめ防止基本方針

教育計画

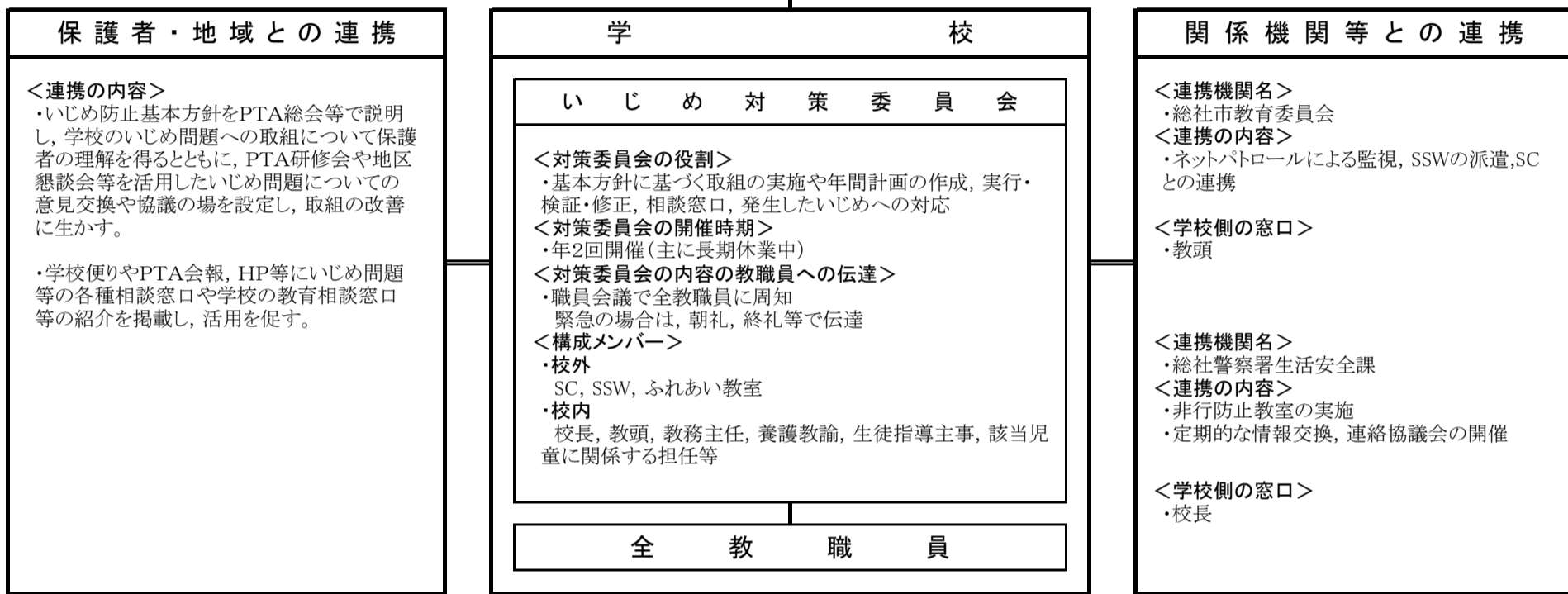
令和3年4月 改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ認知件数は、年間におよそ9件程であり、全学年で発生している。2・3学期に多く発生し、冷やかしやからかい、悪口が原因となっているものが最も多い。蹴られたり叩かれたりするものや、仲間外れが原因となっているものもある。現在、毎週教職員全員で情報交換を行っており、児童間のトラブルやそれについての職員の対応等について共通理解をすることができている。しかし、未然防止の取組をより強く推進するために、互いに学級経営や授業、生徒指導等について話し合える場を計画的に設定したり、普段から気軽に話し合える職場の雰囲気づくりをしたりする必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処について、SCやSSW等の専門家を積極的に活用する等して、教職員研修を充実させることが必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会、いじめ防止検討委員会には、生徒指導主事以外の教職員等も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。  
 ◇いじめ対策委員会(主に長期休業中)校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護・SC・SSW・ふれあい教室  
 ◇いじめ防止検討委員会(毎月末)校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護・低中高学年、支援学級からそれぞれ各1名  
 ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。  
**<重点となる取組>**  
 ・いじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上のための教職員研修を実施する。  
 ・「人権週間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の育成をめざす。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① 未然防止	<b>(教職員研修)</b> ・いじめ問題実践事例集等を活用した研修を実施する。生徒指導に関する研修に積極的に参加する。 ・各種心理検査等を活用したいじめの認知能力や対応能力の向上に努め、いじめを生まない集団づくりを進める学級経営力の向上を図る。 ・発達障害を含む障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害の児童等について、日常的に適切な支援を行うとともに、積極的に研修を実施する。 <b>(児童会活動)</b> ・人権週間において児童会による主体的・自治的な活動の中で、いじめの防止についての取組を進める。 <b>(だれもが行きたくなる学校づくり)</b> ・SEL, ピア・サポート, 協同学習, 品格教育を積極的に行い、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <b>(情報モラル教育)</b> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を学年の実態に応じて実施する。
② 早期発見	<b>(実態把握)</b> ・児童の生活実態把握のためアンケートを実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 <b>(相談体制の確立)</b> ・教育相談担当や各学級の担任を中心に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。 <b>(情報共有)</b> ・児童の気になる変化や行爲があった場合、定例の情報交換の時間や記録用紙を利用して、教職員間で早急に情報共有できる体制を作る。緊急な場合には、臨時の生徒指導委員会を開き、関係者で情報を共有し共通理解を図り、指導の方向性を確認する。 <b>(家庭への啓発)</b> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントなどを学級通信や生徒指導だより等で知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<b>(いじめの有無の確認)</b> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときには、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <b>(いじめへの組織的対応の検討)</b> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <b>(いじめられた児童への支援)</b> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <b>(いじめた児童への指導)</b> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行爲であり、相手の心身に与える影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに当該児童の周辺の人々や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。